

(資料2)

令和8年度地域運営組織推進コーディネーター設置業務委託 仕様書

1 委託の名称

令和8年度地域運営組織推進コーディネーター設置業務委託

2 目的

秋田県（以下「県」という。）は、人口減少下において、自治会のみでは地域コミュニティを維持することが困難となるケースが増えるおそれがあることから、様々な主体が協議に参画する地域運営組織（以下「RMO」という。）の形成に向けた取組を促進するため、「地域運営組織推進コーディネーター設置業務」（以下「本業務」という。）を実施する。

本業務では、RMOの形成等に向けて市町村や地域等の取組をサポートする専門人材として秋田県地域運営組織推進コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）を設置し、RMOの形成に関する手引書の作成や中間支援者の確保・育成に向けた研修会の開催等を行うものである。

3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月15日（月）まで

4 業務内容

受託者は次の（1）のとおりコーディネーターを設置・管理し、コーディネーターは次の（2）～（3）の業務を行うこと。

（1）コーディネーターの設置・管理

次のア①～④を全て満たす者を選定し、コーディネーターとして設置すること。

コーディネーターの人数は2名以上とし、うち少なくとも1名は県内在住者とする。

また、設置するコーディネーターについて、次のイ①、②により管理すること。

ア 条件

①地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当しない者

②秋田県暴力団排除条例（平成23年秋田県条例第29号）第2条第2号に該当しない者

③地域づくり支援に関する知識を有する者

④地域づくり支援に係る実務経験を1年以上有する者

イ 管理

①受託者は、県がコーディネーターとして委嘱する人材を雇用し、指導・管理するものとする。

②受託者は、本業務を円滑に進め、かつ、コーディネーターと関係市町村等との間でト

ラブルが生じないよう、責任者を設置するものとする。

- ③受託者は、毎月、コーディネーターの業務に係る業務日報を作成し、翌月10日までに県に提出するものとする。ただし、令和9年3月分については、当該月内の県が指定する日までに提出すること。なお、業務日報には、コーディネーター名、業務時間、業務場所、業務内容を明記すること。

(2) コーディネーターによるRMOの形成に関する手引書の作成

令和7年度において、県が市町村を訪問し、RMOの形成等について聞き取りをしたところ、県内市町村の状況は次のとおりである。

- 市町村によって、取組状況や形成数には差が生じている。
- 総合計画や条例に位置付けてRMOの形成を着々と推進している市町村もあれば、将来的な懸念はあるものの、現状では、RMOの必要性を感じない市町村もある。
- 市町村からは、RMOの形成等の手法や県内の事例を提供してほしいという要望がある。
- 県内市町村におけるRMOの形成数（令和7年9月1日現在）は次表のとおりである。

秋田市	7	小坂町	0
能代市	5	上小阿仁村	2
横手市	37	藤里町	2
大館市	1	三種町	1
男鹿市	0	八峰町	0
湯沢市	23	五城目町	2
鹿角市	36	八郎潟町	0
由利本荘市	1	井川町	0
潟上市	1	大潟村	0
大仙市	12	美郷町	0
北秋田市	2	羽後町	2
にかほ市	1	東成瀬村	1
仙北市	9	計	145

(総務省「令和7年度『地域運営組織の形成及び持続的な運営』に関する実態把握調査」より)

このような状況を踏まえながら、県内全市町村を対象にして、RMOの形成を促進するため、次のア、イのとおり手引書を作成し、ウのとおり説明会を開催すること。なお、ア～ウに記載のない事項についても、受託者は、本業務の目的を達成するために有効であると考えられ、委託金額（上限）の範囲内で実施可能なことがある場合は、提案して差し支えないものとする。

ア RMOの形成に関する手引書の作成

①提供対象（手引書の使用者）

市町村職員、中間支援者等

②掲載内容

次の点に留意すること。

- ・現状分析に当たっては、総務省の「令和7年度『地域運営組織の形成及び持続的な運営』に関する実態把握調査」の調査結果（本県分）等を分析の上、本県における市町村やRMOの現状と傾向を十分に把握し、その事実関係に基づいた記載を行うこと。
- ・見解の記載に当たっては、総務省の「地域運営組織の形成及び持続的な運営に関する調査研究事業」による報告書やテキストにおける考え方を重視し、県内市町村の参考となる標準的な内容とすること。
- ・文章は分かりやすく、平易な表現で記載すること。専門用語を用いる場合は解説を付けること。また、図表やイメージ図などを用い、見やすくすること。
- ・作成に当たっては、受託者は必要に応じ、市町村やRMO等へ聞き取りを行い、意見を反映させること。
- ・市町村の意見を聞く場としては、県の人口戦略部地域づくり推進課が運営する県・市町村の担当職員による会議（「秋田県地域コミュニティ施策推進会議」）の場を活用することも検討しているため、意見聴取の方法については、県と受託者が協議して決定する。

③構成

おおむね次のとおりとする。

標準的プロセスに関しては、提案者のこれまでの経験や実績等を基に、おおよそどの市町村においても必要な取組（ワークショップ等）を検討の上、その手法や回数、留意点、コツなどを記載すること。また、必要に応じ、ヒアリングシートの様式なども掲載すること。

項目	ページ数	記載内容の決定方法
RMOの必要性、 県内の現状・傾向	8ページ程度	受託者が素案を作成し、県・ 受託者で協議の上、記載内容 を決定する。（監修者による監 修を受けながら修正する。）
市町村における 標準的プロセス	6ページ程度	
地域における標準的 プロセス	8ページ程度	
中間支援者の必要性	4ページ程度	
運営継続に向けて 必要な対応	8ページ程度	
市町村の事例	8ページ程度	
RMOの事例	8ページ程度	
計	50ページ程度	

④監修者

- ・作成に当たっては、客観的な視点から掲載内容を監督する監修者を1名置くこと。
- ・監修者については、総務省の「地域運営組織の形成及び持続的な運営に関する研究会」の考え方を十分に理解して重視する者の中から選定するものとし、可能な場合は、複数の候補者を選定して県に提示すること。

- ・監修者については、県内在住・県外在住を問わない。
- ・監修者に対する謝礼金や交通費等の必要経費は、受託者が業務委託料の中で負担し、支払うこと。
- ・監修者は、受託者から提示された候補者案を基に、県と受託者とが協議して決定するものとする。

⑤納品

次のとおり提出すること。

- ・データ（PDF版、ワード・エクセル等による原稿データ） 各1部

イ RMOの形成に関する手引書（概要版）の作成

①提供対象（手引書（概要版）の使用者）

地域住民等

②掲載内容

アの②内容で示している内容に準じること。また、この概要版は、市町村が地域住民にRMOに関して説明する際などに使用することを想定しているため、RMOに馴染みのない地域住民であっても理解できるよう、平易な表現で記載すること。

③構成

アを抜粋したもので、4～6ページ程度にまとめること。

④監修者

アの④監修者のとおり。

⑤納品

データ（PDF版、ワード・エクセル等による原稿データ） 各1部

ウ RMOの形成に関する手引書の説明会の開催

①説明対象（手引書の使用者）

市町村職員等

②内容

手引書に関する解説を行うこと。中間報告であっても構わない。また、監修者による解説を盛り込むなど、分かりやすく解説するよう工夫すること。

③開催回数

1回

④その他

- ・開催時期は、県と協議の上、決定すること。
- ・開催方法は、次のいずれかとする。
 - a) オンライン方式
 - b) オンライン方式と対面方式との併用
- ・会場の手配（予約、使用料支払い）や設営、参加者の周知や取りまとめは、県が行う。

(3) コーディネーターによる中間支援者確保・育成に向けた研修会の開催

県内には、地域づくりを行う際に地域と行政の間に入って調整やアドバイス等を行う人(以

下「中間支援者」という。)が不足している。

こうした状況を踏まえ、次のとおり、中間支援者を確保・育成するための研修会を実施すること。

①対象

市町村の集落支援員、NPO法人職員、民間事業者等

②内容

中間支援者に必要なスキルが取得できるよう工夫すること。

③開催回数

1回

④その他

- ・開催時期は、県と協議の上、決定すること。
- ・開催方法は、対面方式とする。
- ・会場の手配（予約、使用料の支払い）や設営、参加者の周知や取りまとめは、受託者が行うこと。

5 本業務の対象地域

本業務の対象地域は、「秋田県過疎地域等政策支援員設置要綱」（仕様書 添付資料1）の別表対象地域に基づく「過疎地域その他条件不利地域又は人口急減地域を有する市町村」とする。

なお、「過疎地域を有しない区域（条件不利地域又は人口急減地域を有する市町村に限る。）」の支援業務に従事する時間の合計が「過疎地域を有する区域」の支援業務に従事する時間の合計を超えないこと。

6 コーディネーターの委嘱等

県は、コーディネーターについて、「秋田県地域運営推進コーディネーター設置要領」（仕様書 添付資料2）により委嘱する。

また、県は、受託者及びコーディネーターについて、県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」に掲載して公表する。受託者が再委託した団体や個人についても、同様の取扱いとする。

7 成果品

受託者は、次の成果品を県に提出すること。

- ・4（2）アの「RMOの形成に関する手引書」のデータ（PDF、ワード等）
- ・4（2）イの「RMOの形成に関する手引書（概要版）」のデータ（PDF版、ワード等）
- ・活動報告書（4（2）ウの「RMOの形成に関する手引書の説明会の開催」、4（3）の「コーディネーターによる中間支援者確保・育成に向けた研修会の開催」に関する報告書）のデータ（PDF、ワード等）
- ・4（1）イ③の業務日報のデータ（PDF、ワード等）

8 その他

- ・受託者は、県と十分に話し合っ、業務を進めるものとする。
- ・業務は、受託者自らが実施することを原則とするが、やむを得ない場合は再委託を認めるも

のとする。ただし、その場合、受託者はあらかじめ、再委託する業務内容、再委託先、再委託金額、再委託する理由を明確にし、県の承認を得なければならないものとする。

- 本業務の実施に係る経費には、コーディネーターの公募に要する経費やコーディネーター以外の活動経費を含めないものとする。
- コーディネーターの活動実績によっては、委託料を減額する場合がある。減額する委託料については、県と受託者とが協議の上、決定するものとする。
- 本業務の成果品に係る著作権は、全て県に帰属するものとする。また、受託者（コーディネーターを含む。）は、同成果品に係る著作人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しないものとする。
- 受託者は、本業務の実施を証明する書類やデータを、事業が終了した年度の翌年度から5年間保存するものとする。
- 本仕様に定めのない事項や業務上の疑義が生じた場合は、県と受託者とが協議の上、業務を進めるものとする。

秋田県過疎地域等政策支援員設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、都道府県過疎地域等政策支援員設置推進要綱（令和3年4月1日付け総行過第29号）に基づき秋田県（以下「県」という。）が設置する県過疎地域等政策支援員（以下「政策支援員」という。）の業務等に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 過疎地域等が人材等の資源制約をはじめとした条件不利性を克服し、持続的に発展するためには、雇用の創出や生活機能の確保等の取組を推進していく必要があることから、県が専門人材を確保することによって、市町村の施策の企画立案、指導・助言、関係者調整等の支援を行う。

(業務内容)

第3条 政策支援員は、地域住民、事業者、関係機関、市町村等と連携し、設置目的に応じて別途定める業務を行う。

また、その業務については、「①過疎地域その他条件不利地域又は人口急減地域を有する市町村」を対象地域とし、「②過疎地域を有しない区域（条件不利地域又は人口急減地域を有する市町村に限る。）」の支援業務に従事する時間の合計が「③過疎地域を有する区域」の支援業務に従事する時間の合計を超えないこと。なお、「④条件不利地域又は人口急減地域を有しない市町村」の支援業務には従事しないこと（①～④は、別表に掲げるとおりとする）。

(委嘱)

第4条 政策支援員の委嘱は知事が行い、委嘱者については、県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」に掲載し公表する。なお、委嘱方法及び委嘱に当たっての具体的な要件並びに名称は、政策支援員の設置目的に応じて別途定める。

(委嘱期間)

第5条 政策支援員の委嘱期間は、1年以内とする。ただし、更新を妨げない。

(報酬等)

第6条 政策支援員に支払う報酬又は謝金あるいは政策支援員の活動に必要な経費の支給方法は、別途定める。

(守秘義務)

第7条 政策支援員は、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(退任)

第8条 政策支援員が自己都合により任期の途中において退任を希望する場合の処理の仕方については、別途定める。

(解任)

第9条 知事は、政策支援員が次の各号に該当する場合は、政策支援員の任を解くことができる。

- (1) 法令若しくは職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障等で政策支援員としての活動に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (3) 政策支援員としてふさわしくない非行があったとき。
- (4) 第1号から第3号のほか、別途定める事項に該当したとき。

(県の役割)

第10条 政策支援員の活動が円滑に実施できるよう、県は必要に応じて次に掲げる支援を行う。

- (1) 政策支援員の活動に関するコーディネート
- (2) 市町村、関係機関等との調整
- (3) その他政策支援員の円滑な活動に必要なこと

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年6月19日から施行する。

別表 対象地域

市町村	① 過疎地域その他条件不利地域又は人口急減地域 を有する市町村		④ 条件不利地域 又は人口急減地域を 有しない市町村
	② 過疎地域を有 しない区域	③ 過疎地域を有 する区域	
秋田市	○	旧秋田市 旧雄和町	旧河辺町 (※)
能代市	○		全域
横手市	○		全域
大館市	○		全域
男鹿市	○		全域
湯沢市	○		全域
鹿角市	○		全域
由利本荘市	○		全域
潟上市	○	旧天王町	旧昭和町 旧飯田川町
大仙市	○		全域
北秋田市	○		全域
にかほ市	○		全域
仙北市	○		全域
小坂町	○		全域
上小阿仁村	○		全域
藤里町	○		全域
三種町	○		全域
八峰町	○		全域
五城目町	○		全域
八郎潟町	○		全域
井川町	○		全域
大潟村	○	全域	
美郷町	○		全域
羽後町	○		全域
東成瀬村	○		全域

※「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」の規定により特定市町村の区域とみなされる秋田市の旧河辺町は、令和9年3月31日までとする。

秋田県地域運営組織推進コーディネーター設置要領

(目的)

第1条 この要領は、過疎地域等が人材等の資源制約をはじめとした条件不利性を克服し、持続的に発展するため、雇用の創出や生活機能の確保等の取組を推進していく専門人材として、都道府県過疎地域等政策支援員設置推進要綱（令和3年4月1日付け総行過第29号）及び秋田県過疎地域等政策支援員設置要綱（令和7年6月19日制定、以下「要綱」という。）に基づき秋田県（以下「県」という。）が設置する秋田県過疎地域等政策支援員のうち、地域運営組織の形成や再構築などを支援する「秋田県地域運営組織推進コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）」に関する必要な事項を定める。

(業務内容)

第2条 要綱第3条に定めるコーディネーターの業務内容は、次のとおりとする。

- (1) 地域運営組織の形成に向けた合意形成支援（市町村や地域が取り組む住民アンケート、まちあるき、ワークショップ、まちづくりビジョン作成、地域運営組織の設立等に対する助言やファシリテーションなど）
- (2) 地域運営組織の再構築（組織体制や活動内容の見直し）に向けた合意形成支援（市町村や地域運営組織が取り組む住民アンケート、まちあるき、ワークショップ、まちづくりビジョン作成、地域運営組織の改編等に対する助言やファシリテーションなど）
- (3) 地域の実情に応じた暮らしの課題解決に向けた合意形成支援（市町村や地域が取り組む住民アンケート、まちあるき、ワークショップ、プロジェクト・イベントの企画等に対する助言やファシリテーションなど）
- (4) その他地域の実情に応じた地域運営組織の形成や再構築などに係る必要な支援

(委嘱)

第3条 コーディネーターは、県が業務委託を行う「秋田県地域運営組織推進コーディネーター設置業務（以下「委託業務」という。）」の受託者が雇用し、次の各号の要件を全て満たす者として指名する者の中から知事が委嘱する。

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当しない者
- (2) 秋田県暴力団排除条例（平成23年秋田県条例第29号）第2条第2号に該当しない者
- (3) 業務を遂行するに当たり、地域づくり支援に必要な知識及び実務経験を有している者
- (4) 地域の活性化に意欲があり、地域の特性を尊重して関係者と積極的にコミュニケーションをとることができる者

2 コーディネーターの委嘱に伴う県との雇用関係は、存在しないものとする。

(委嘱期間)

第4条 要綱第5条に定めるコーディネーターの委嘱期間は、委託業務に係る契約書に定める履行期限とし、再任を妨げない。

(報酬等)

第5条 要綱第6条に定めるコーディネーターの報酬は、委託業務の受託者から支払うものとする。

2 要綱第6条に定めるコーディネーターの活動に必要な経費は、委託業務の受託者から支給するものとする。

附 則

この要領は、令和7年6月20日から施行する。